本号で公布された法令のあらまし

◇行政機関職員定員令の一部を改正する政令（政令第三号）（内閣官房）

1　平成二六年度における内閣の機関、内閣府、財務省、厚生労働省及び環境省の事務及び事業に関する予定計画の変更に鑑み、内閣の機関、内閣府及びこれらの省の定員を改正することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（政令第四号）（総務省）

一　住民基本台帳法施行令の一部改正関係

1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二五年法律第二七号。以下「番号利用法」という。）第七条第一項又は第二項の規定による個人番号の指定をしたときは、当該個人番号について、職権で住民票の記載等をすることとした。（第一二条関係）

2　住民基本台帳法第一二条の四の規定により本人等から住民票の写しの交付の請求があった場合に、請求を受けた市町村長は、個人番号の記載の請求の有無を住所地市町村長に通知するとともに、個人番号の記載の請求があった場合には、住所地市町村長は請求を受けた市町村長に当該者に係る個人番号を通知することとした。（第一五条の三関係）

3　転出証明書の記載事項として個人番号を追加することとした。（第二三条関係）

4　住民基本台帳カードの交付を受けている者等が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届をした場合に、転出地市町村長から転入地市町村長へ通知する事項として、個人番号を追加することとした。（第二四条の三関係）

5　個人番号について記載の修正を行った場合、住民票の記載の修正を行った旨、個人番号の変更請求その他の総務省令で定める記載の修正の事由及びその事由が生じた年月日並びに当該住民票の記載の修正前に記載されていた個人番号（当該住民票に個人番号が記載されていなかった場合を除く。）を通知することとした。（第三〇条の五関係）

6　都道府県における政令で定める本人確認情報の保存期間は、次に掲げる本人確認情報の区分に応じ、当該本人確認情報の通知の日から次に定める日までの期間とすることとした。（第三〇条の六関係）

(一)　住民票の記載又は記載の修正が行われたことにより通知された本人確認情報　当該本人確認情報に係る者に係る新たな本人確認情報の通知を受けた日から起算して一五〇年を経過する日

(二)　住民票の消除が行われたことにより通知された本人確認情報　当該本人確認情報の通知の日から起算して一五〇年を経過する日

7　地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）における政令で定める本人確認情報の保存期間は、次に掲げる本人確認情報の区分に応じ、当該本人確認情報の通知の日から次に定める日までの期間とすることとした。（第三〇条の七関係）

(一)　住民票の記載又は記載の修正が行われたことにより通知された本人確認情報　当該本人確認情報に係る者に係る新たな本人確認情報の通知を受けた日から起算して一五〇年を経過する日

(二)　住民票の消除が行われたことにより通知された本人確認情報　当該本人確認情報の通知の日から起算して一五〇年を経過する日

8　機構が行う機構保存本人確認情報のうち個人番号以外のものの国の機関等、通知都道府県の区域内の市町村の執行機関、通知都道府県以外の都道府県の執行機関又は通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への提供は、住民基本台帳に関する事務の処理又は住民に関する正確な記録のための必要な協力に関する事務の処理に関する提供を除き、次のいずれかの方法により行うこととした。（第三〇条の八～第三〇条の一一関係）

(一)　総務省令で定めるところにより、電気通信回線を通じて機構保存本人確認情報を送信する方法

(二)　総務省令で定めるところにより、機構保存本人確認情報を記録した磁気ディスクを送付する方法

9　市町村における本人確認情報の保存期間は、次に掲げる本人確認情報の区分に応じ、当該本人確認情報の通知の日から次に定める日までの期間とすることとした。（第三四条関係）

(一)　住民票の記載又は記載の修正を行ったことにより通知した本人確認情報　当該本人確認情報に係る者に係る新たな本人確認情報の通知をした日から起算して一五〇年を経過する日

(二)　住民票の消除を行ったことにより通知された本人確認情報　当該本人確認情報の通知の日から起算して一五〇年を経過する日

10　その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の一部改正関係

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成二二年政令第二五三号）について所要の規定の整備を行うこととした。

三　この政令は、番号利用法の施行の日から施行することとした。

◇土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第五号）（国土交通省）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二六年法律第一〇九号）の施行期日は、平成二七年一月一八日とすることとした。

◇土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第六号）（国土交通省）

1　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令等について所要の規定の整理を行うこととした。（第一条～第五条関係）

2　この政令は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二七年一月一八日）から施行することとした。

◇地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律の施行期日を定める政令（政令第七号）（環境省）

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（平成二六年法律第八五号）の施行期日は平成二七年四月一日とすることとした。

◇特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第八号）（環境省）

1　特定外来生物となる外来生物としてツマアカスズメバチを追加することとした。（別表第一関係）

2　この政令は、平成二七年三月一日から施行することとした。

◇麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令（政令第九号）（厚生労働省）

1　麻薬取締官の定数を二九六人とすることとした。（第九条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。